

令和2年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和3年2月18日(木) 13時30分から14時15分まで

2 場 所 浜田市総合福祉センター 2階 会議室

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

10名

(2) 欠席者

7名

4 事務局

〔市民生活部〕 市民生活部長

〔市民生活部保険年金課〕 保険年金課長、国保係長、賦課給付係長

〔市民生活部税務課〕 税務課長

〔健康福祉部健康医療対策課〕 副参事、地域医療対策係長

5 議題

(1) 報告事項

報告第1号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計決算について

報告第2号 令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について

(2) 協議事項

諮問第1号 令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算案について

諮問第2号 令和3年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

6 会議録

事務局

失礼いたします。

皆様、本日は大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ご案内しております時間になりましたので、ただいまから令和2年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

私は、本年度より保険年金課長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。ここからは着席にて進行させていただきます。

それでは始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

議案につきましては、事前に送付させていただきましたが、持参していただいておりますでしょうか。お忘れの場合は、事務局からお配りしますので、お知らせください。

それでは、議案をご覧ください。

1ページの次第に沿って会議を進めさせていただきます。

まず、1番の会の成立宣言でございます。議案2ページに委員名簿がございますのでご覧ください。

本日、ご欠席の連絡をいただいている委員は7名で、全委員17名中10名の出席でございます。

従いまして、協議会の成立要件であります委員の2分の1以上の出席があり、かつ、被保険者、医業、公益の代表からそれぞれ1名以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。（浜田市国民健康保険条例施行規則第5条）

続いて2番の市長挨拶でございますが、本日市長は他公務のため、市民生活部長が代わってごあいさつ申し上げます。

事務局

失礼します。市長に代わって挨拶を代読させていただきます。

【令和2年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、平素から当市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、昨年から新型コロナウイルスの感染が拡大中であり、浜田市においても数件の感染が確認されています。

浜田市では、飲食関係をはじめとした市内事業者や医療施設、教育施設などさまざまな支援を実施しています。浜田市国民健康保険におきましても、新型コロナウイルスの影響により事業収入が一定以上減少した世帯を対象とした減免や、同ウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当金の創設などの対策を実施しているところです。

本日の運営協議会においては、令和3年3月浜田市議会に提出を予定しております令和2年度補正予算と令和3年度当初予算について、皆さんの忌憚のないご意見を伺いたいと考えております。

内容につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りま

すようお願い申し上げます。

令和3年2月18日

浜田市長 久保田 章市

事務局

ありがとうございました。

3番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

会長

皆さま、寒さの厳しい中、大変お疲れ様です。

本日の会議の内容は、国保事業勘定と直診勘定の補正予算、それから新年度当初予算の審議であります。皆さま、気軽に忌憚のない意見をお出しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが最初の挨拶に代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、4番目、市長諮問でございます。議案の3ページに諮問書がございます。

今回の諮問事項につきましては、

「令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算案について」と

「令和3年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について」の2件でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

続いて、5番目、議事録署名委員の指名でございますが、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

議事録署名委員につきましては、私から指名をさせていただきます。

医薬代表から、委員。被保険者代表から、委員。

お二人にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議題に入らせていただきます。

令和元年度浜田市国民健康保険特別会計決算、令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

国保係長です。よろしくお願い致します。

それでは、失礼ではありますが、座って説明をさせていただきます。

まず始めに令和元年度浜田市国民健康保険特別会計決算の報告をさせていただきます。

議案の5ページ、6ページをご覧ください。

前年度の決算につきましては、昨年5月に書面開催しました第1回の運営協議会にて4月末時点の見込額を報告させていただきました。5ページ・6ページは事業勘定と直診勘定の決

算確定額を掲載しています。

いずれも決算見込額と大きな差はございませんが、事業勘定について、報告後に入金確認された保険料収入があったことなどから、決算剰余金が見込額より約 470 万円多い 3,832 万 5,156 円となりました。

続いて今年度の浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について報告いたします。
議案の7ページをご覧ください。

事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 101 万 9 千円を増額し、総額 64 億 9,094 万 1 千円とするものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金制度の創設に伴い保険給付費の費目を追加したものでございます。傷病手当金については以前から被用者保険の給付として存在していましたが、コロナに関連し国保においても創設されたものです。

続いて議案の8ページは、事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 873 万 5 千円を増額し、総額 64 億 9,967 万 6 千円とし、直営診療施設勘定の総額から歳入歳出それぞれ 873 万 5 千円を増額し、総額 2 億 5,240 万 7 千円とするものです。

内容は、国保直営診療施設の人件費の調整によるものです。

議案の9ページは、事業勘定について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,556 万 1 千円を増額し、総額 65 億 4,523 万 7 千円とし、直営診療施設勘定の総額から歳入歳出それぞれ 725 万 7 千円を増額し、総額 2 億 5,966 万 4 千円とするものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症に係る事業収入減少に対する保険料減免や給与改定に伴う人件費の調整、令和元年度決算剰余金について、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定により2分の1以上の金への積み立て実施、昨年度の保険給付費に対する交付金について、給付費の確定に伴う精算などです。

なお、補正予算について、事業勘定第1号から第3号、直営診療施設勘定の第1号から第2号については昨年の議会にて提案し、成立していることを報告させていただきます。

会長

報告事項として、令和元年度浜田市国民健康保険特別会計決算と令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしく申し上げます。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

会長

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

各委員

「はい。」の声

会長

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、続いて諮問事項へ移らせていただきます。

まず、令和2年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして諮問第 1 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算案について説明いたします。議案の 11 ページ・12 ページをご覧ください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,982 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 541 万 6 千円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 700 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 5,266 万 4 千円とするものです。

まず、議案の 13 ページ、1 点目の編成概要についてです。今回の補正予算は、決算見込みに基づく事業費の調整を行うものです。

2 点目の予算規模は、先ほど予算書で説明したとおりです。

3 点目の補正事項は、今回の補正予算から 3 項目を抜粋したものになります。

議案の 14 ページ、事業勘定の歳入歳出予算総括表の歳入についてです。各款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の朗読は省略させていただきます。

国民健康保険料ですが、国民健康保険料は、令和 2 年度第 1 回国民健康保険運営協議会において答申された料率に基づき本算定を行い、補正予算編成時の調定額に基づき計上しています。一般被保険者分が当初予算額より減少している理由の一つとしては、一般被保険者数の減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大の社会情勢が影響しているものと考えています。

県支出金は、歳出における一般被保険者に係る保険給付費の財源調整に関連し調整を行うものです。

繰入金は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業にかかる交付額の決定のほか、直営診療施設の運営に係る財源調整に関連し調整を行うものです。

次に歳出についてです。各款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の朗読は省略をさせていただきます、事業別の補正事項で、概要について説明をさせていただきます。

今回、財源内訳を記載しております。ここにあります一般財源とは、保険料収入になります。

議案の 15 ページの事業別の補正事項をご覧ください。

総務費は、今年度において、保険証と同様、医療機関でマイナンバーカードを提示することでも被保険者資格の確認が可能な仕組みの構築と、国保事務事業の標準化等を目的とした「市町村事務処理標準システム」の導入という 2 つのシステム構築に関し予算を計上していますが、想定額より低い経費で構築できたことから不用額を減額したものです。

保険給付費については、出産育児一時金の給付見込額の減に伴う減額を行っています。

保健事業費は、800 万円の減額で、特定健康診査事業の不用額の調整です。

以上の補正後予算額を円グラフにして、あらわしたものが、16 ページになります。

以上が、事業勘定の概要説明でございます。

事務局

続きまして、直営診療施設勘定の概要を説明します。

健康医療対策課地域医療対策係長です。よろしく願いいたします。

失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

議案 17 ページをご覧ください。令和 2 年度直営診療施設勘定ですが、補正前の金額 2 億 5266 万 4 千円に対し減額補正後 2 億 4566 万 4 千円にするものとします。項目 1、歳入歳出予算総括表をご覧ください。収入ですが、診療収入は本年度の実績を考慮して 700 万減額補正をします。支出の医療費は、薬剤購入費の減額補正です。また 18 ページには補正後の歳入歳

出の予算割合をグラフに表していますので参考にしてください。補正予算の概要説明は以上でございます。

事務局

以上が国民健康保険特別会計補正予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

諮問第1号につきまして、事業勘定と直営診療施設勘定の補正予算の説明がございました。ご質問、ご意見があればよろしくお願い致します。

はい、どうぞ。

委員

よろしくお願いいたします。

補正予算等についてですが、起案等の決算見込みの数値で形成されていると思いますが、1点目、コロナ減免について全体的に何件位で金額がどれぐらいか教えていただければと思います。2点目、保健事業で300万円の減となっていますが、健診の対象者が減ったという事で300万円減になったのだと思います。これについての延べ人数等がわかればお願いします。以上2点をお願いします

事務局

賦課給付係長です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。1点目のコロナ減免について、今年度分の保険料でいいますと現在申請の決定が70世帯あまり、減免額の合計が1550万円あまりとなっています。収入が令和元年度収入見込みと令和2年度の収入見込みを比較しまして30%以上減額の見込みがあるという方に対しての減免です。件数・減免額の説明は以上です。

事務局

続きまして特定健康診査の状況です。これにつきましては、参考資料1の17ページをご覧ください。参考資料1の17ページに今年度の特定健康診査受診状況を昨年度と比較した表です。どちらも1月末現在の受診情報で上がってきたものです。令和2年度は、40歳以上の受診対象者の方が8133人。それに対して受診の確認された方が3755人ですので、受診率は46.2%になります。19市町村での順位は第2位ですが、今年度につきましては、皆様ご存じのようにコロナの関係で、まだ緊急事態宣言が全国で出ている頃です。この段階で実施するのいかないのか県内それぞれの保険者で悩んでおりました。浜田市もどうするのかということで、今年度につきましては、例年やっています集団検診を取り止めることにしました。

通常の特健診は個別の医療機関で受診するケースがほとんどです。これについても、医療機関の皆様の診療体制に影響が出てはいけませんので、事前に予約をして問題がないと確認できれば受診をする形をとっております。少し面倒になりましたが、こういう対応をさせていただきます。こうした対応の中で、これだけの受診をしていただきましたが、昨年度と比較しても対象者数・受診者数とみても受診率は下がっています。当初想定していた数字よりも減っているなと思います。特定健康診査については以上です。

会長

よろしいでしょうか。
他にございませんか。

委員

もう 1 点お願いします。12 ページの医療費マップですが、元年度は赤だったと思います。これがピンク色になり医療費マップが大変減ってよかった。保健事業等のからみで減ったのだと思います。3 年度以降、各地域でやっています保健事業の充実を図りながら被保険者のニーズに沿った保健事業の転換をより一層進めたらいいなと思います。これは、わたしの個人的な意見です。これが、黄色から青色に変わるマップになるといいなと思っております。どうぞよろしく願い致します。私からは以上です。

会長

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第 1 号、令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算につきましては、説明どおりで承認することに決定をいたします。よろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

続きまして、諮問第 2 号、令和 3 年度国民健康保険特別会計当初予算案について移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、諮問第 2 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について、説明させていただきます。

議案の 19 ページをご覧ください。事業勘定の令和 3 年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 814 万 3 千円、20 ページ直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 6,401 万 8 千円の計上となっております。

それでは、22 ページ、事業勘定の概要になります。

令和 2 年度当初予算と比較して増額となった主な理由は、議案に記載のとおりです。

次に歳入歳出予算総括表です。

歳入について主なところをご説明いたします。

国民健康保険料 8 億 2,174 万 5 千円は、国保事業費納付金と納付金の対象となっていない経費を加えた額から、浜田市に直接入る予定の補助金などを除いた額を推計し、収納率を割り戻すことにより計上しています。

令和 3 年度の保険料率は、5 月に予定しています次回の運営協議会において諮問し、保険料率を確定することとなります。これまでの国保料率の推移及び財政調整基金の状況等を参考資料 1 の 3 ページから 8 ページに載せております。

議案 24 ページをご覧ください。

県支出金ですが、「保険給付費等交付金」のうち、普通交付金は、保険給付費の全額が交付されるもので、特別交付金は、市町村の特別事情や実績に応じて交付されるものです。そのうち保険者努力支援制度交付金について説明しますと、議案にありますとおり、医療費適正

化に向けた取組等に対して点数評価され、その点数に応じて配分される交付金でございます。具体的には、特定健診の受診率向上、各種検診の取組、糖尿病等の重症化予防の取組、後発医薬品の使用促進、収納率向上に関する取組、適正な事業運営などについて自己採点し、その点数と被保険者数を乗じたものが交付額となる仕組みとなっています。

次に繰入金ですが、25 ページをご覧ください。こちらに繰入金の内訳がございます。

繰入金のうち、一般会計から保険料の軽減などの基盤安定制度、職員人件費や国保事務費、出産育児一時金の 2/3、財政安定化支援事業といった法律に定められた繰入金のほか、障害をお持ちの方などへ独自に医療費助成を行うことによる国・県の補助金カット分や保健事業、直営診療施設への運営費補助を目的とした、国保被保険者のみに限定されない、浜田市の政策的な繰入金を計上しています。

次に歳出についてです。議案 26 ページをご覧ください。

歳出につきましても主なところをご説明いたします。

保険給付費は、医療費推計にあたり、毎月月報で報告している保険給付費の記録に基づき、過去 2～3 年間の給付費実績から伸び率を乗じて積算するという統一的な方法で島根県が推計した額を参考とし、浜田市が推計した額を予算計上しております。

保険給付費については、1 人あたりの医療費の資料として、先般送付いたしました「統計でみる島根の国保」の 11 ページ、12 ページをご覧ください。令和元年度の実績において、浜田市は、県内で 4 番目に高い数値となっております。また、参考資料 1 の 17 ページ（一番後ろ）をご覧ください。これは、令和 2 年度上半期の一人あたり医療費の速報値であり、県内 5 番目に高い状況でございます。

27 ページをご覧ください。

国保事業費納付金です。令和 2 年 11 月に島根県から、仮係数に基づく事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上しています。

なお、令和 3 年 1 月下旬に島根県から確定係数に基づく事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができなかつたため、令和 3 年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

納付金の計算方法について説明いたしますので、本日お配りしています参考資料 2 をご覧いただけますでしょうか。

参考資料 2 の 1 ページは、納付金の概況について 1 枚にまとめたものです。

2 ページは、一般被保険者の医療分について、納付金がどのように決まったかをまとめた図を掲載しています。

なお、ここでの数字は、すべて確定係数に基づくものを載せています。

まず、島根県全体の保険給付費がいくらになるのかを推計した結果、約 526 億 5 千万円となったので、そこから島根県に入る公費を除いた額が事業費納付金の算定基礎額となります。その額を、医療費や所得水準、被保険者構成を基に市町村ごとの納付金に按分します。浜田市は県内で国保加入世帯の所得は低いほうにありますが、ご承知の通り医療費は高いため、1 人当たりの納付金額が高くなっています。

参考資料 2 の 3 ページは一般被保険者の医療分について、納付金が決するまで、また標準保険料率が算出されるまでを各ステップに分けて掲載しています。マイナスとなっているものは納付金が減る要素、プラスとなっているものは納付金が増える要素であるとお考えください。

4 ページの、一般被保険者の後期高齢者支援金分、また 6 ページの介護納付金分についても、基本的には同様の考え方で事業費納付金が算出されていますが、医療分と異なる点がありまして、それは県全体の事業費納付金を市町村ごとに按分する際、医療分のように、医療

費水準の高い低いが納付金額の高い低いに影響しないようになっています。

議案の 27 ページに戻っていただきまして、保健事業は、特定健康診査、特定保健指導事業に係る事業費と、脳ドック及び人間ドック等に係る保健衛生普及費、医療費通知や後発医薬品利用促進などの医療費適正化事業等に係る経費を計上しております。

各事業のうち、①番目の特定健診・保健指導については、平成 30 年度から健診の自己負担を無料としていまして、令和 3 年度以降も当面この無料を続けていく予定です。

また、③番目の医療費適正化事業について、昨年度に引き続き、糖尿病性腎症の重症化予防対策事業として、医療機関とも協力しながら対象となる方に対しての指導を進めていきます。島根県の栄養士会といった地元の団体の協力を頂きつつ、市の保健師・栄養士のスキルアップを図りながら、生活習慣病に係る医療費の適正化に向けた取組みを続けます。

以上が、事業勘定です。

事務局

続きまして、直営診療施設勘定概要についてご説明申し上げます。

議案の 29 ページをご覧ください。令和 3 年度直営診療施設勘定の当初予算案は、歳入歳出 2 億 6401 万 8 千円になります。収入では診療収入の実績を考慮し減額としました。県支出金は、機器購入にかかる県補助金の増額。初診料につきましては、実績を考慮し増額としました。国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金は前年度比 2343 万 8 千円増額の 1 億 576 万 7 千円を計上しております。

続きまして、支出では総務費が前年度比 1892 万 9 千円増額となっております。増額の内容は、令和 2 年度当初予算は県派遣医師 1 名が県への委託料のみで予算計上されていましたが、本年度は人件費全額を浜田市が負担することとなり、合わせて看護師を 1 名新規採用したことが影響したためです。

令和 2 年度に引き続き内科医師 1 名を派遣していただき、診療カバーしていきます。医師の合計数は常勤医 2 名、短時間任用職員 2 名、県派遣 1 名の 5 名体制です。医療費につきましては、前年度比 141 万 7 千円を増額しております。これは、前年度比の実績を考慮し減額に努めて参りました。機器購入費・酸素濃度器のリース料等が増額したものです。

30 ページには歳入歳出予算の内訳を記載しています。31 ページには、歳入歳出予算の割合をグラフに表していますので参考にしてください。

以上が、直営診療施設勘定の概要説明です。

事務局

なお、事業勘定の主な歳入歳出につきましては 28 ページに、また、直営診療施設勘定につきましては 31 ページに、円グラフを載せております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、諮問第 2 号 令和 3 年度当初予算につきまして、質疑、ご意見を伺います。

はい、どうぞ。

委員

保健事業の件で話を伺いたいと思います。特定健康診査の受診率が努力の結果上がってきていますが、特定保健指導の実施状況についてなかなか上がらない。予算的な数値はにおいて、

内容的なところで話を伺いたいと思います。

事務局

健康医療対策課副参事です。

特定保健指導につきましては、健康医療対策課の栄養士・保健師・会計年度任用職員の保健師で担当しています。特定健康診査の受診率は 8 市の中でも上位ですが、特定保健指導の方はなかなか伸びないのが悩みです。

現在、特定保健指導の対象者には個別通知をする他に、直接保健師が電話をかけて声掛けをして状況等を把握して勧奨しているところです。中には「医療機関の方で指導を受けているため特定保健指導は受けません」という方もいますし、どうしても受けられない方もいます。特定保健指導に参加していただくと、改善傾向にあり平均で体重も 1. 数kgが減少しています。指導後の検査データの推移もみていますが、改善している方もいます。

今後も、特定保健指導を受けてもらえるように取り組みを勧めていきたいと思います。通知文も対象により受けない、受けない…といったような段階に応じた勧奨の通知文も工夫しながら実施しているところです。以上です。

委員

ありがとうございました。医療費に長期的にみて関わってきますので、このところしっかり押さえていただいて、今後もいろいろ工夫してやっていただきたいと思います。

これは要望です。よろしくお願いいたします。

会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

はい。それでは、そのほかにご質疑、ご意見もないようでございますので、諮問第 2 号、令和 3 年度国民健康保険特別会計当初予算案につきましては、提案どおり決定をいたします。よろしゅうございますか。

各委員

「はい。」の声

会長

次にその他事項について、事務局からお願いします。

事務局

失礼します。賦課給付係長です。その他事項でございますが、議案の 32 ページをご覧ください。

令和 3 年度に制度改正が予定されていますので情報提供いたします。

来年度の保険料算定に用いる令和 2 年中の所得については、ちょうど今確定申告の時期でございますが、今回から所得の計算方法が若干変更されています。資料の「税制改正」の囲みのおり、給与所得と公的年金所得の所得控除を 10 万円減とする一方、全員の基礎控除が 10 万円増とされます。この結果、税の計算においては、給与・年金所得者の総所得が 10 万円増となりますが、課税所得には増減がなく、所得税額に影響はありません。

一方、国民健康保険料は「総所得」のみを使用して算定するため、このままでは給与・年金所得の方の保険料が増額してしまうことになってしまいます。その影響をなくすよう、計

算式を変更します。詳細は割愛させていただきますが、下の「保険料算定式の見直し」のとおりに改正し、前年と同じ給与・年金収入額であれば同じ保険料額となるようにします。

ただし、営業や農業などの所得の方は、所得額が変わらないにもかかわらず計算式のみ変わる事となるため、保険料が若干下がる可能性があります。

また、例年実施しておりました軽減判定所得基準額の引き上げ及び賦課限度額の引き上げは、来年度は行われなくなっております。

事務局からは、以上です。

会長

その他事項について事務局から説明をいただきました。

それでは、本日課せられました協議事項について、終了させていただくこととなります。

島根県では新型コロナウイルス感染者が全国から比べますと少ないようですが、寒さ厳しくまた感染防止、体調管理には十分努めていただきますようお願いをして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

事務局

会長ありがとうございました。

委員の皆様も活発にご協議いただきありがとうございました。引き続き浜田市国民健康保険の運営にご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

【令和2年度第2回浜田市国民健康保険運営協議会 14時15分閉会】